

秋田市公設地方卸売市場指定管理者募集要項

秋田市公設地方卸売市場の管理運営を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「手続条例」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 秋田市公設地方卸売市場の概要

- (1) 正式名称 秋田市公設地方卸売市場
- (2) 所在地 秋田市外旭川字待合28番地
- (3) 設置目的 生鮮食料品等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的としています。

(4) 規模等

ア 構造

- (ア) 青果棟、水産棟：鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建
- (イ) 管理棟：鉄筋コンクリート一部鉄骨造 5階建 地下1階、
ペントハウス3階（管理棟の6～8階部分に相当）
- (ウ) 花き棟：鉄骨造 2階建

イ 敷地面積 139,493㎡

ウ 延床面積 45,946㎡

エ 開設月日 昭和50年3月1日（青果部・水産物部）

平成4年4月1日（花き部）

(5) 入場業者等（令和8年9月1日現在）

	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	買出人	関連事業者
青果部	2社	4社	63人	58人	15社
水産物部	2社	4社	66人		
花き部	1社	3社	65人	40人	

2 指定管理者に行わせる管理の業務

※詳細は「秋田市公設地方卸売市場指定管理者業務仕様書」をご覧ください。

- (1) 卸売業者に係る許可の申請等ならびに仲卸業者、売買参加者および関連事業者に係る承認の申請等に関する業務
- (2) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者および関連事業者の名称変更等の届出に関する業務
- (3) 売買取引に係る承認等に関する業務

- (4) 市場施設の使用の指定および許可ならびに使用の取消しに関する業務
- (5) 市場施設、附属施設等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市場の管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

- (1) 秋田市公設地方卸売市場の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。

- (2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

（参考）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
93,345千円	106,052千円	108,121千円

5 申請をする団体に必要な資格

- (1) 有資格条件

秋田市内に本店を有することとします。

- (2) 欠格事項

ア 手続条例第3条第2項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同行各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において現に本市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

6 申請の手続

- (1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、「指定管理者指定申請書（様式1）」

に次に掲げる書類を添えて提出してください。

※詳細は「秋田市公設地方卸売市場指定管理者申請書類一覧」（別紙）をご覧ください。

- ア 誓約書（様式2）
- イ 秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書（様式3）
- ウ 秋田市公設地方卸売市場指定管理者収支予算書（様式4）
- エ 定款および団体の登記事項証明書（申請書提出日の3か月以内に発行のもの）
- オ 令和7年度および令和6年度の事業活動の概要を記載した書類
- カ 令和7年度および令和6年度の財務諸表又はそれに準じた書類
- キ 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- ク 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- ケ 市税に係る完納証明書（申請書提出日の3か月以内に発行のもの）
- コ 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

〒010-0802 秋田市外旭川字待合28番地
秋田市公設地方卸売市場 市場管理室

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。10月30日（金）午後5時までに必着のこと。）
してください。郵送の場合は、必ず電話で到着を確認してください。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本15部を提出してください（副本は複写可）。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 提出書類の様式

提出書類の様式については、本市ホームページからのダウンロード、又は、上記
(2)の窓口交付のいずれかで入手後、必要事項を記入し提出してください。

なお、受付期間および受付期間は、上記(3)および(4)のとおりとします。

(8) 現地説明会（開催予定）

ア 日 時

令和 8 年10月16日（金）（1 回目：午前10時から午前11時まで、2 回目：午後2時から午後 3 時まで）※いずれか一方に参加してください。

イ 場 所

秋田市外旭川字待合28番地

※当日、開催 5 分前までに秋田市公設地方卸売市場管理棟 2 階ロビーにお集まりください。

ウ 申込方法

現地説明会への参加を希望する団体は、令和 8 年10月15日（木）午後 5 時まで
に現地説明会参加申込書（様式 5）に記入の上、秋田市公設地方卸売市場市場管理室へ持参、電話又は電子メールで申し込んでください。なお、参加者数は、1
団体につき、3 名以内とします。

※申込がない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

ア 受付期間 令和 8 年10月16日（金）から同月23日（金）午後 5 時まで（土曜日、
日曜日および祝日を除く。）

イ 受付方法 質問票（様式 6）に記入の上、秋田市公設地方卸売市場市場管理室
へ持参又は電子メールで提出してください。

ウ 回答方法 随時回答します。回答は、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてに電子メールで行います。

(10) 著作権の帰属等

秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書（様式 3）（以下「事業計画書」という。）等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 57号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 申請に当たっては、手続条例および秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年秋田市規則第43条）を了承の上、申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市産業振興部指定管理者選定委員会による選定

秋田市産業振興部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、指定管理者選定基準（以下「選定基準」という。）に則り、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者の選定基準

事業計画書の各項目は、別に定める指定管理者の選定基準に沿って設定しています。

(3) 審査の方法

ア 提出された事業計画書については、選定基準を満たしているか、選定委員会事務局において事前に審査します。その際、提出書類について説明を求める場合があります。

イ 選定委員会では、事前審査の結果について議論、検討を行った後、申請者による事業計画書の記載事項についてプレゼンテーションを行い、委員による総合的な評価により指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は、令和8年11月上旬に行います（開催日は、後日書面により通知します。）。

選定結果については、選定委員会終了後、速やかに書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

8 公募から協定締結までのスケジュール

期間等		内 容
令和8年	10月5日（月）～10月30日（金）	公募期間
	10月15日（木）	現地説明会申込期限
	10月16日（金）	現地説明会（開催予定）
	10月16日（金）～10月23日（金）	質問事項受付（随時回答）
	11月上旬	申請者によるプレゼンテーション 選定委員会による候補者の選定
	12月下旬	指定管理者の議決（11月市議会定例会）
令和9年	3月	協定の締結
	4月1日（木）	指定管理者による管理運営の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 使用料に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング（事業評価）に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関すること。
- ウ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市公設地方卸売市場市場使用料徴収事務委託契約については、別途締結することとします。
- (3) 自主事業を実施した場合は、その収入を自己の収入とすることができます。
- (4) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、指定管理者申請辞退届（様式7）を提出してください。

11 問い合わせ先

秋田市公設地方卸売市場 市場管理室

電 話 018-869-5222

F A X 018-869-5050

電子メール ro-agmk@city.akita.lg.jp

※申請をする団体に必要な資格を有しない者および匿名者への問合せには応じません。

12 別添資料

秋田市公設地方卸売市場指定管理者業務仕様書

別記 1 管理業務仕様書

別記 2 管理物件

別記 3 保守管理等仕様書

1 警備業務仕様書

2 電気設備保守管理業務仕様書

3 浄化槽保守管理業務仕様書

4 火災報知器保守管理業務仕様書

5 昇降機保守管理業務仕様書

6 清掃および建物管理業務仕様書

7 排水枡清掃業務仕様書

8 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

別記 4 個人情報取扱特記事項

(別紙)

秋田市公設地方卸売市場指定管理者申請書類一覧

申請書類は、原則として日本産業規格A列4とし、次の順序に従いファイル等に綴じて正本1部、副本15部を提出すること。

なお、副本は正本の複写でも可とする。

- 1 指定管理者指定申請書（様式1）
- 2 誓約書（様式2）
- 3 秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書（様式3）
- 4 秋田市公設地方卸売市場指定管理者収支予算書（様式4）
- 5 定款および団体の登記事項証明書
※申請書提出日の3か月以内に発行のもの
- 6 令和7年度および令和6年度の事業活動の概要を記載した書類
- 7 令和7年度および令和6年度の財務諸表又はそれに準じた書類
- 8 組織および運営に関する事項を記載した書類
※組織図、業務執行体制、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、就業規則等記載の資料で申請書提出日現在のもの
- 9 役員名簿および役員の履歴を記載した書類
※申請書提出日現在のもの
- 10 市税に係る完納証明書
※申請書提出日の3か月以内に発行のもの
- 11 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）